

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：32610

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13985

研究課題名(和文)措置変更における効果的な施設間協働体制の構築に関する研究

研究課題名(英文) Research on building an effective inter-institutional collaboration system for the placement change

研究代表者

島田 正亮 (SHIMADA, masaaki)

杏林大学・保健学部・准教授

研究者番号：80580563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では児童養護施設の施設長を対象に管理者としての視点から措置変更をどのように捉えているかについて面接調査を実施した。質的分析により児童養護施設の施設長からみた児童の措置変更について明らかにするとともに、施設を管理する立場である施設長独自の視点やかかわりの工夫、施設長ならではの思いや葛藤等を明らかにすることを目的とした。結果から施設長の役割として、「チームの判断を尊重すること」を大切にしていることが示された。その一方で「本当にやりつくしたのか」「もう少しやれることがあるのではないか」といった思いが湧いてくることが語られた。その両価的な思いや葛藤が職員との齟齬につながる可能性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、措置変更について児童養護施設の施設長が管理職としてどのような視点を大切に、判断しているかについて、その一端を明らかにすることができた。これまであまり扱われてこなかった児童養護施設の施設長として措置変更に向き合う際に大切にしている点や施設長としての役割や工夫についても示すことができた。これらの知見は児童福祉分野の今後の発展に少なからず寄与するものであると考えられた。

研究成果の概要(英文)：In this study, we conducted an interview survey of heads of children's homes to find out how they view changes in measures from their perspective as managers. The purpose of this qualitative analysis was to clarify the head of the orphanage's facility's viewpoint on the change of measures for children, as well as to clarify the head's unique viewpoint, the ingenuity of his/her involvement, and his/her unique thoughts and conflicts, etc., as the head of the facility. The results showed that the facility director values "respecting the decisions of the team" as the role of the facility director. On the other hand, they also expressed that they often wondered whether they had really done all they could and whether there was more they could do. It was suggested that these ambivalent feelings and conflicts may lead to discrepancies with the staff.

研究分野：臨床心理学

キーワード：措置変更 児童福祉施設 連携・協働

1. 研究開始当初の背景

(1) 虐待を受けた児童は情緒面・行動面での問題を呈することが多く、対応の難しさから処遇困難な状況が生じやすい。処遇困難の結果、児童自立支援施設等へ措置変更となる児童も存在する。こうした処遇変更には、環境の変化による「当該児童の自己評価の低下」、「施設に残った児童の動揺」、「担当職員に沸き起こる無力感」、「職員のメンタルヘルスに与える影響」といった問題も伴う。また、措置変更によって継続的なケアが妨げられることを考慮すると、措置変更はできる限り避ける必要があると考えられる。しかし、これまでに『措置変更』に焦点をあてた研究はそれほど多くはない。

(2) 村井・中澤・島川(2000)は、措置変更について悩んでいる児童養護施設職員との事例検討を行い、処遇方針や対応した職員に沸き起こった感情などを含めて経過を振り返って報告している。松原(2002)は、年齢が上がることによって乳児院から児童養護施設へ措置変更となる児童のケアの継続性について論じている。宮川(2014)は、児童自立支援施設に措置変更となった児童を、再び児童養護施設へ措置変更する取り組みの検討を行っている。遠藤(2015)は、児童自立支援施設の職員を対象に、児童養護施設から措置変更となった児童に関する実態調査を行い、児童養護施設への入所時年齢、入所期間、措置変更理由等について報告している。齊藤(2017)は児童相談所職員の立場から児童記録票を分析し、措置変更を5つのタイプに分類し、その特徴を報告している。伊藤・千賀・久保ら(2017)は、子どもの行動上の困難さ(施設不適應)によって措置変更となる子どもの措置変更プロセスの現状について、支援内容と職員の意識に焦点をあてて分析し、報告している。

(3) 筆者は平成26年度～28年度科研費研究において児童養護施設職員を対象にインタビュー調査を行い、措置変更に促進的に働いてしまう要因、抑制的に働く要因について明らかにするとともに、措置変更プロセスの仮説モデルを生成した。

(4) しかし筆者が行った本先行研究については、児童養護施設に勤務する直接処遇職員を対象とした研究となっており、児童養護施設全体として、どのように児童の処遇について議論され、その結果措置変更が決定されていくかについて、管理職からの視点が含まれていないという点、および児童養護施設以外の施設における視点が含まれていない点等について、研究の限界も指摘された。

2. 研究の目的

(1) 措置変更事例について扱う際には、ある意味では職員の「傷つき体験」に触れる可能性があるため、これまでほとんど一般化されず、個人での知見、もしくは信頼できる同僚や仲間などの職員集団での知見として、それぞれの現場で蓄積されてきたのではないかと推測される。しながら、今後の児童養護分野における支援の質の向上や発展を考えると、措置変更が生じるプロセスについて焦点を当て、詳細な検討を行い、そこで得られた事象を共通の知見とすることは非常に意義のあることと言える。

(2) 先の指摘のように、児童養護施設内において、児童自立支援施設等への措置変更を議論するプロセスの中で、施設長をはじめとする管理職と直接処遇職員の間で、理解の不一致や温度差が生じていることも懸念される。

(3) そこで本研究では、児童養護施設の管理職である施設長を対象として、児童の措置変更について管理職としてどのような視点を大切に、判断しているかについてインタビュー調査を実施した。その結果を踏まえ、直接処遇職員と管理職である施設長がお互いの考え方を理解した上で、共通理解のもと児童養護施設全体として児童の処遇について適切な判断を行うための体制構築について検討することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 措置変更に関する研究はわずかであるため、先行研究の少ない領域の現象を扱う場合に適した研究方法である質的研究法を用いることとした。

(2) 措置変更は、児童養護施設の養育実践の中で生じる現象である。現場での実践における現象を捉えるためには、それを経験した当事者である職員の語りを十分に聞き取り、その内容を分析データとして、丁寧に分析を進めることが必要である。質的研究法の中でもグラウンデッド・セオリー法(以下、GTAとする)は、当事者の語りに根ざした理論を構築することに優れた方法

であるため、本研究ではGTAを採用することとした。

(3)本研究への協力が得られた児童養護施設の施設長に対して、面接調査への協力を依頼した。本研究の目的、プライバシーの保護、倫理面への配慮等について十分に説明した上、面接調査への同意書に署名することに応諾した施設長3名を調査協力者とした。

(4)面接調査への協力を同意した調査協力者に対して、半構造化面接を実施した。語りの内容が、児童養護施設内における児童の措置変更に関して、施設長の立場から離れて語られたものと思われた場合には、その都度調査協力者に確認し、適宜修正していった。

(5)面接調査時には、事前に調査協力者の了承を得た上で、ICレコーダーに面接調査の内容を録音した。録音した音声記録は逐語記録化し、USBメモリーに保存した。録音した音声記録については逐語記録化した後にデータを消去した。

(6)より具体的にデータに密着できるよう、分析テーマと分析焦点者を設定した。分析テーマは「児童養護施設における措置変更について、施設長(管理職)としてどのような点を重視して判断をくださっているか」とした。また、分析焦点者は、「児童養護施設において、施設長として児童の措置変更に関わった者」とした。

4. 研究成果

(1)管理職からみた措置変更に至る子どもの要因としては、<他児の安全・安心を脅かす行動>があげられた。暴力行為がくり返されたり性加害行為が行われたりした場合は、措置変更について判断せざるを得ないと管理職として考えていることが示唆された。児童が自分自身を制御できない状態がくり返された場合、施設長としては、施設全体を視野に入れて判断する必要があると考えられていることが示された。

また、万引き、窃盗、カツアゲ(恐喝)等の<施設外での不適切な行動>についても、施設内で対応できる範疇を超えてしまう場合があり、管理職としては対外的な観点からも措置変更を視野に入れて考えざるを得ないことがあるとの語りが得られた。

(2)施設長の役割として、<チームの判断を尊重する>ことがあげられた。あくまでも児童に直接対応するのは現場の職員であり、寮を担当するチームである。そのチームが当該児童について今後も支援が可能であると判断しているのか、これ以上の支援は困難であると判断しているのか、施設長としてはそのチームの判断を尊重する姿勢をとることが示唆された。また、チームや職員個人の疲弊はバーンアウトにつながる可能性も考えられるため、施設全体を見通す必要のある施設長としては、そのような状況が起きないように配慮することも必要であるとの語りが得られた。

一方で、<チームの判断を尊重する>が、正直な感覚として<もう少し粘れないのかという思い>を抱えることも示された。「本当にやりつくしたのか」、「もう少しやれることがあるのではないか」という思いが湧いてくることのあるとの語りが得られた。施設長という役割上、チームの判断を尊重せざるを得ないが、個人としてはもう少し粘れないかという思いを抱えているようであり、その両価的な思いや葛藤が児童の養育を担当する直接処遇職員との齟齬につながる可能性があるのではないかと懸念された。

(3)措置変更を判断するポイントとして、児童の成長を願う視点を持ち、長期的な展望を踏まえて判断を検討することが示唆された。児童自立支援施設への措置変更は、児童養護施設の枠組みでの生活を適切に送れないための「罰」としてあるのではなく、児童養護施設よりも枠組みの整った環境で児童自身が生活の立て直しを含め、自分自身をコントロールすることを学び、それを身につけるために行われるのだという視点を持っていることが示された。また、児童養護施設で適切に自分自身を制御できない状態をくり返すことからくる傷つきや自己肯定感の低下を防ぐ側面もあると考えられていることが語られた。

そのような措置変更の肯定的な側面について考えていることも偽らざる事実ではあるが、一方で児童養護施設から措置変更せざるを得なかったことへの切ない思いを抱えることもあることも示唆された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 島田 正亮	4. 巻 51
2. 論文標題 福祉分野から ~ 児童虐待の現状と公認心理師の役割 ~	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 杏林医学会雑誌	6. 最初と最後の頁 35 ~ 38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11434/kyorinmed.51.35	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 麻生典子, 福島里美, 新井淳子, 島田正亮, 林浩康
2. 発表標題 社会的養護における子どもと養育者の心の通い合い~難しさと糸口~
3. 学会等名 日本子ども虐待防止学会第26回学術集会いしかわ金沢大会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------